

文京区景観計画検討委員会設置要綱

23文都計第12号平成23年4月1日区長決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画の策定に当たり、文京区景観計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 検討委員会は、次に掲げる事項について所掌し、その検討結果を区長に報告する。

- (1) 文京区の景観にかかわる現状の分析及び把握、課題の抽出等に関する事。
- (2) 景観計画の内容に関する事。
- (3) 景観まちづくり条例（仮称）の内容に関する事。
- (4) その他区長が必要があると認めた事項

(組織)

第3条 検討委員会は、次に掲げる者のうちから、区長が委嘱し、又は任命する委員19人以内をもって組織する。

- (1) 学識経験者 6人以内
- (2) 区民 5人以内
- (3) 区職員 8人以内

(任期等)

第4条 委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から第2条の規定による報告を終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長各1人を置く。

- 2 委員長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員の互選によって定める。
- 3 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、第3条第1号に規定する学識経験者のうちから、委員長が指名する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討委員会は、委員長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に検討委員会へ出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(議事録)

第7条 会長は、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、保存するものとする。

- (1) 会議の開催年月日及び場所
- (2) 出席した委員及びその他の者の氏名
- (3) 議事の概要
- (4) 前3号に掲げるもののほか、会議の経過に関する事項

(検討庁内連絡会)

第8条 景観計画策定に当たっての課題の検討及び連絡並びに検討委員会の補佐を行うため、庁内に景観計画検討庁内連絡会（以下「連絡会」という。）を設置する。

- 2 連絡会は、会長及び委員で構成する。
- 3 連絡会の会長は、都市計画部長の職にある者とする。
- 4 連絡会の委員は、別表に掲げる職にある者とする。
- 5 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。
- 6 第4項に掲げる者のほか、会長は必要があると認める者を委員に指名することができる。
- 7 会長は、必要があると認めたときは、委員以外の者に連絡会へ出席させて説明を求め、又は意見を聴くことができる。
- 8 会長は、連絡会を招集し、会務を総理する。
- 9 連絡会の運営に疑義が生じたときは、会長が決定する。
- 10 連絡会は、次に掲げる事項について所掌する。
 - (1) 景観計画策定に係わる課題に関すること。
 - (2) 景観計画の内容、策定手続等に関すること。
 - (3) その他会長が必要があると認めた事項

(庶務)

第9条 検討委員会及び連絡会の庶務は、都市計画部計画調整課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要綱は、検討委員会が第2条の規定による報告を終了したときをもって、その効力を失う。

別表（第8条関係）

景観計画検討庁内連絡会

企画政策部企画課長
区民部経済課長
アカデミー推進部アカデミー推進課長
都市計画部計画調整課長
都市計画部指導課長
都市計画部住宅課長
都市計画部地域整備課長
都市計画部建築課長
土木部管理課長
土木部道路課長
土木部みどり公園課長
資源環境部環境政策課長
施設管理部施設管理課長（技術）
教育推進部庶務課長

文京区景観計画検討委員会の運営等について（案）

1 運営について

(1) 代理出席について

代理出席については認めないものとする。

(2) 委員の欠員について

委員に欠員が生じた場合であっても、原則として補充しない。

ただし、任期の開始直後等、欠員が生じた時期にもよるため、その都度検討委員会において協議することとする。

2 検討委員会の公開について

(1) 検討委員会の公開の趣旨

景観計画の策定に当たっては、区の行政運営における公正の確保及び透明性の向上を図るため、文京区景観計画検討委員会（以下「検討委員会」という。）は原則として公開とし、区民等に検討委員会の傍聴を認め、検討委員会記録を公表する。

(2) 検討委員会開催の周知

検討委員会の開催案内は、開催日の半月程度前を目安に、日時、場所、傍聴者の定員、その他必要な事項を区報及び区ホームページに掲載し、周知する。

(3) 傍聴者の定員及び受付方法等

傍聴者の定員は、原則として25名とする。

傍聴者の決定は、傍聴希望者本人からの事前申込みによる申込順とする。事前申込数が定員に満たない場合には、事前申込みを除いた数につき、検討委員会の開催当日に、会場において先着順に行う。

ただし、事前申込みを除いた数を超える傍聴希望者が同時に会場に到着した場合等、当日の先着順では支障があると委員長が判断した場合は、抽選等の方法により受付を行なう。

受付時には傍聴札を交付する。この傍聴札は、検討委員会開催中常に携帯することとし、傍聴を終え退場するとき又は傍聴をしないときは、速やかに係員へ返還させる。

(4) 傍聴者の禁止事項

次に掲げる者に対して、傍聴を断ることができる。

- (1) 危険物やマイク、プラカード、旗その他の示威行為に係るものなど、他人に迷惑を加えるおそれがあるものを所持している者
- (2) 酒気を帯びている者
- (3) 検討委員会中に飲食、喫煙、携帯電話の使用、発言、拍手など検討委員会を妨害し、又は他人に迷惑を加えた者
- (4) 上記に掲げる者のほか、検討委員会の秩序を乱し、又は他人に迷惑を加えるおそれのある者

(5) 検討委員会の撮影等

検討委員会の撮影、録画、録音などは認めない。ただし、あらかじめ委員長の許可を受けた場合はこの限りではない。

(6) 検討委員会資料の取扱い

検討委員会資料は、傍聴者にも配付する。

検討委員会資料は、検討委員会終了後、概ね1週間以内に行政情報センター（シビックセンター2階）に行政資料として配架するとともに、可能な限りホームページに掲載する。

(7) 検討委員会記録の取扱い

検討委員会記録は、発言者名を表記した要点記録方式とする。検討委員会記録には、会議名、開催日時、開催場所、出席した委員の氏名、発言の主旨、その他検討委員会が必要と認めた事項を記載する。

検討委員会記録は、検討委員会終了後、概ね1か月以内に行政情報センター（シビックセンター2階）に行政資料として配架する。

3 その他

上記に掲げるもののほか、検討委員会の運営等に関し、必要な事項は検討委員会で定める。

景観行政団体移行について

1 文京区の景観に関するこれまでの取組

文京区では、文京区景観基本計画（平成9年）及び文京区景観条例（平成11年）に基づき、一定規模以上の建築物や屋外広告物などについて、景観ガイドライン（平成12年）を用いた指導・誘導を行う「景観事前協議」を実施し、平成22年度までの11年間で1,172件の協議を行い、調和のとれた市街地景観を形成してきました。

また、普及啓発事業として、景観形成に貢献した建物や地域活動を表彰する「文の京都市景観賞」や区民等に区内の特色あるまち並みを再発見してもらうための「まち並みウォッチング」を実施し、景観への関心と理解を深めてきました。

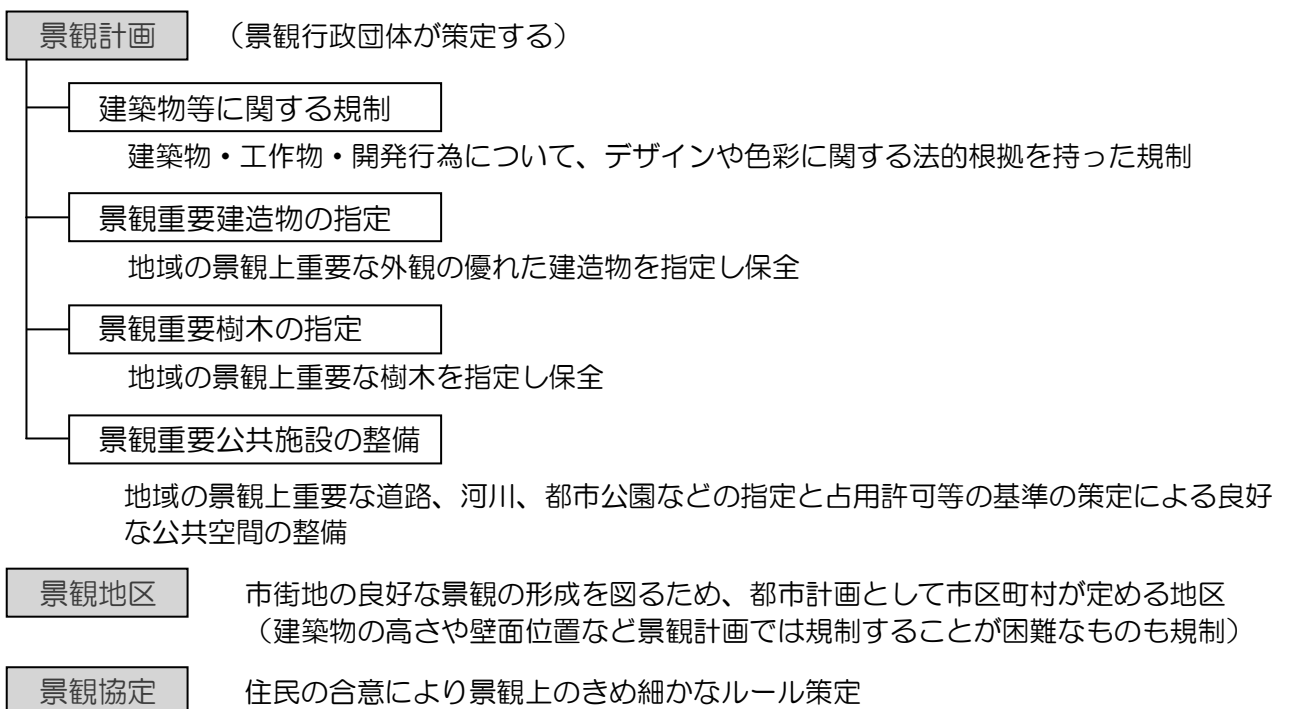
2 景観行政団体とは

日本では、高度成長期以降、急速な都市化が進み、経済性や効率性、機能性を重視したまちづくりが行われてきました。しかし、都市化の進展が落ち着くにしがたい、美しいまち並み等良好な景観に関する国民の関心が高まり、これまであまり尊重されなかった日本の景観を見直そうという気運の高まりから、平成16年に景観法が制定されました。

景観法では、良好な景観の形成に関する基本理念や国、地方公共団体、事業者及び住民の責務を明らかにし、景観行政は住民に最も身近な基礎自治体が主体的に担っていくべきという考え方を示すとともに、景観形成の行為規制を行うための仕組みが下記のように整えられました。

景観行政団体とは、景観法の仕組みを活用することができる地方公共団体です。

景観法の行為規制のための仕組み(主なもの)



3 景観行政団体移行の意義

①区の魅力をもっと際立たせた景観形成を推進する

自然や歴史的な資源など、文京区らしい景観特性が見られる場所においては、それらをもっと際立たせるため、景観計画に、特に景観について配慮・貢献すべき基準を定めます。これにより、今まで以上に区の魅力を生かした、きめ細かな景観形成を推進することが可能となることから、景観の質の向上を図ることができます。

さらに、重点的に景観形成を推進するモデル地区を1地区選定し、その地区の持つ景観特性を重視した基準を地区住民との協働によって定め、規制誘導することで、地区の個性を際立たせる景観を創出していきます。

②区民や事業者に分かりやすい仕組みを構築する

現在区内では、文京区景観条例に基づき区が行う景観行政と、東京都景観計画に基づき都が行う景観行政が二重に行われているため、地区や建築物の規模によっては、区だけでなく、都とも協議を行わなければならないことから、区民や事業者にとって分かりにくい仕組みとなっています。

文京区が都の同意を得て景観行政団体となり、東京都景観計画の内容を継承した景観計画を策定することで、これまで区と都の両方で行われてきた協議や手続きの一元化を図ります。

③区と区民の協働による積極的な景観づくりを推進する

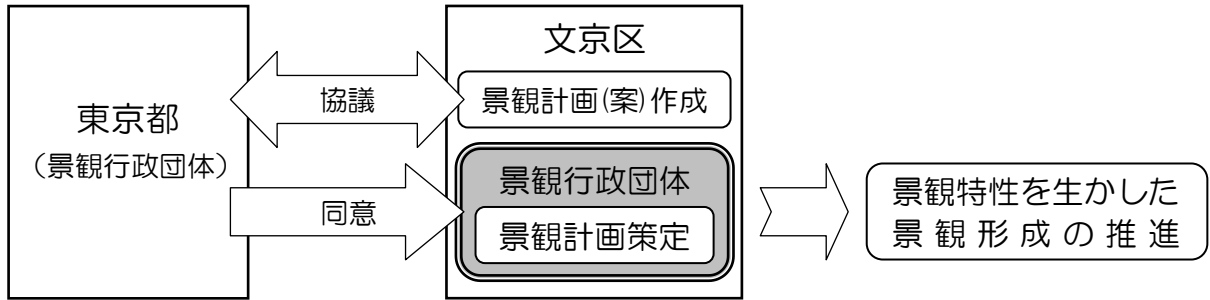
景観行政団体となり、景観形成に対する区の積極的な姿勢を示すとともに、道路や公園、河川などにおいて良好な公共空間を創出することによって、先導的に景観形成を推進していきます。

また、地域に親しまれ、ランドマークとなっている建造物や樹木は、除却や外観の変更などにより、良好な景観が大きく損なわれないよう、区の景観施策を通じて区民の景観づくりに対する関心を高めることで、区民の積極的な景観づくりを推進していきます。

景観計画骨子の作成について

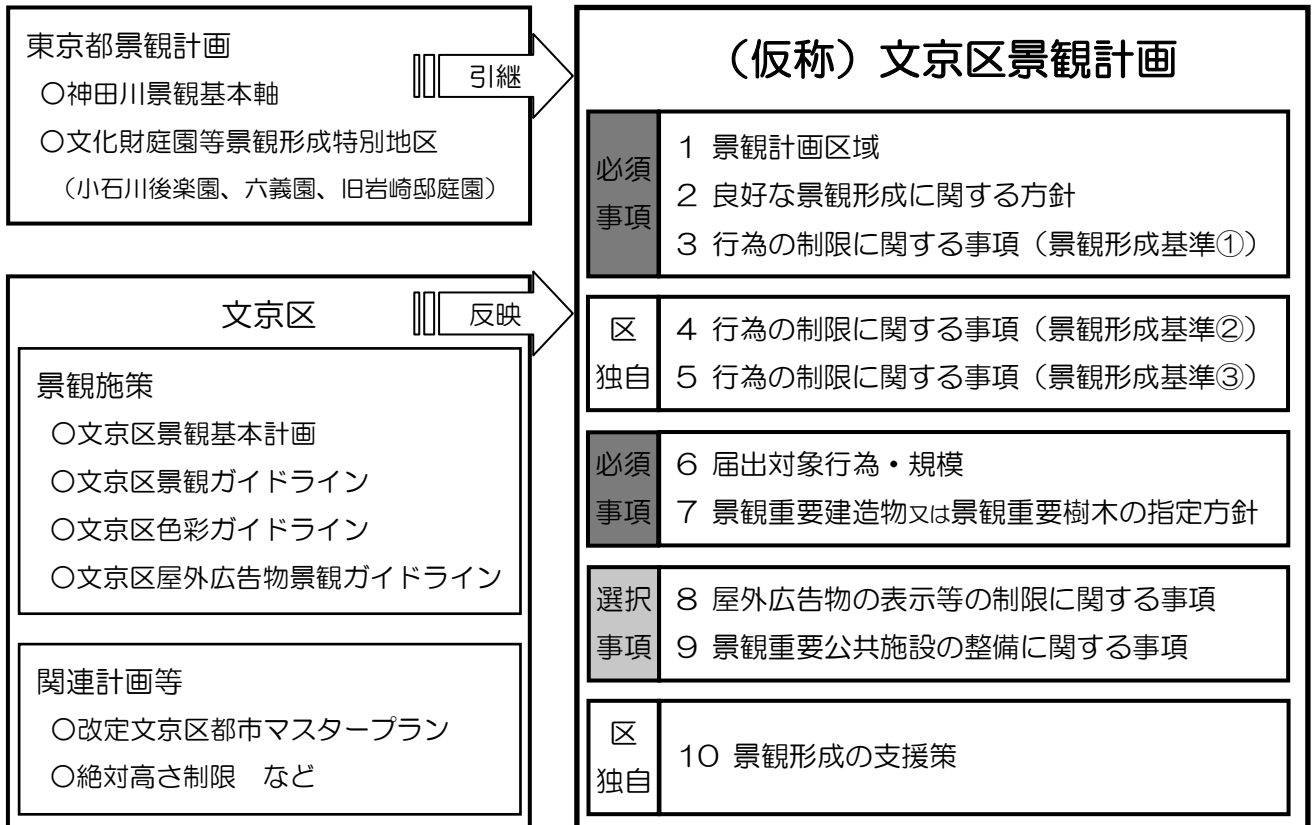
1 景観行政団体移行の手続き

景観法を活用した景観行政を推進するためには、景観行政団体へ移行しなければなりません。ただし、移行に当たっては、東京都と協議し、同意を得ることが法に定められています。協議においては、今後、区が目指す景観形成の方針や基準を示した計画（案）を示すことが必須事項とされています。今年度は、景観計画の骨子を作成します。



2 景観法に基づく景観計画

景観計画は、景観法に基づく計画であるため、法で定めることが義務付けられた内容があります。それらを踏まえると、(仮称)文京区景観計画の基本的な構成は概ね下図のようになります。



3 景観計画に定める事項と検討の方向性



区民との意見交換会

- 目的
区民の目線から見た「文京区らしさ」を感じる景観などについて、広く景観計画に反映させるため実施します。
- 主なテーマ
 - 「文京区らしさ」を感じる要素・場所・景色などについて(好きな景観、残したい景観)
 - 「文京区らしさ」を守り育てるための方策について
 - 重点的に景観形成に取り組む地区の選定指標(案)について など
- 意見反映の主なポイント
主なテーマについて議論していただき、景観形成基準の検討等に活かします。
- スケジュール
 - ・第1回：7月下旬～8月上旬
 - ・第2回：9月中旬～下旬
 都市マスタープランで示された地域区分による5地域(都心地域、下町隣接地域、山の手地域東部・中央・西部)で開催

4 検討の進め方

(1) 検討体制

- 景観審議会、景観計画検討委員会及び景観計画検討庁内連絡会で検討を進めます。
- 意見交換会やパブリックコメントを実施し、広く区民からの意見を聴取し、景観計画の策定に反映させます。

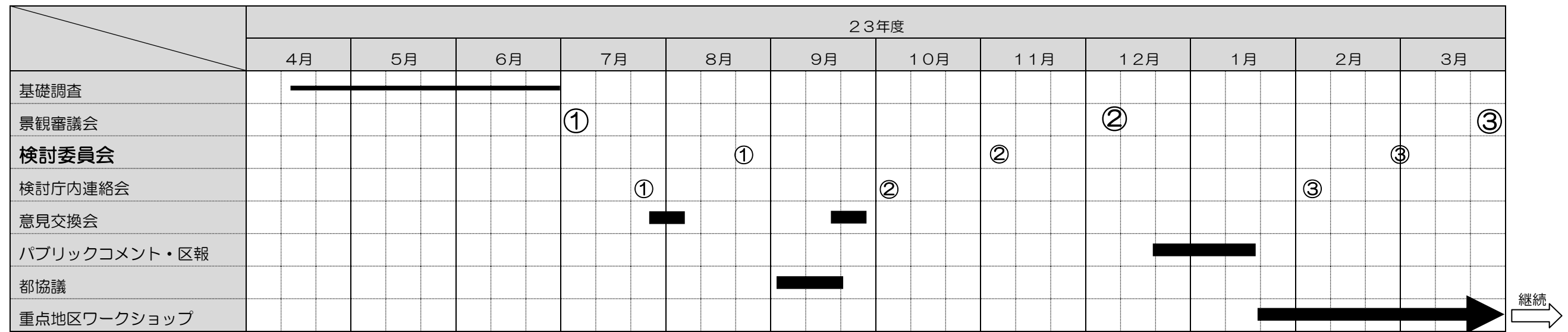
- ・景観計画検討委員会
構成員（19名）

学識経験者	6名	景観審議会委員2名、業界団体代表者2名（東京都建築士事務所協会、東京屋外広告協会）、 文京区景観アドバイザー2名
区民	5名	公募による区民
区職員	8名	庁内関係部署

- ・景観計画検討庁内連絡会
構成員（15名）：庁内関係部署の区職員で構成

(2) 検討スケジュール

- 平成23年度から平成25年度
- 平成23年度：景観計画骨子のまとめ
- 平成24年度：景観計画素案作成、景観行政団体移行
- 平成25年度：景観計画策定・施行



骨子(案)作成

骨子のまとめ

<検討内容>

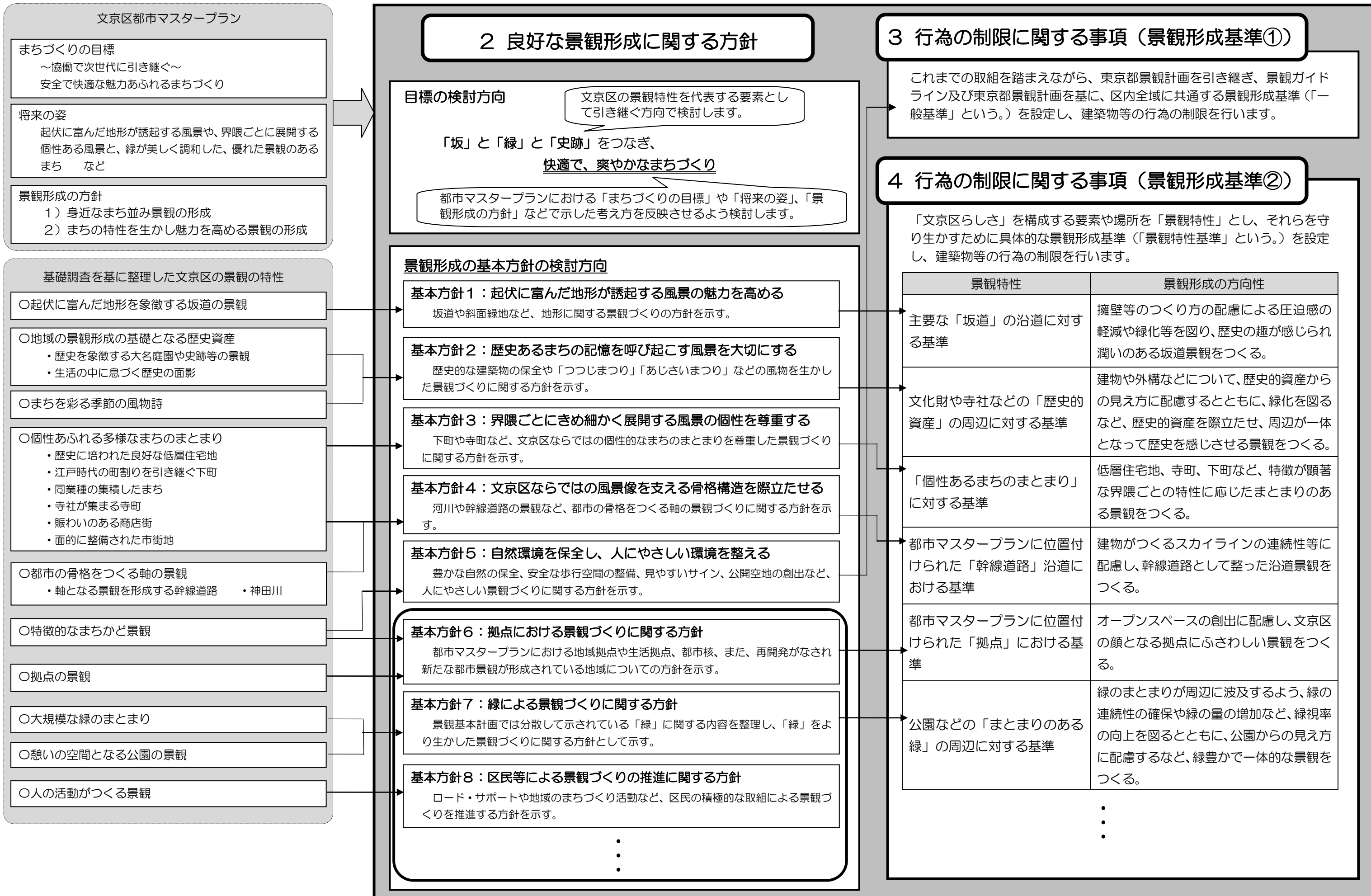
- 景観行政団体移行について
- 景観計画に定める事項と検討の方向性について
- 重点的に景観形成に取り組む地区の選定について

<検討内容>

- 景観形成方針について
- 景観形成基準について
- その他景観計画に定める事項に関する検討方針について
- 重点的に景観形成に取り組む地区の決定について

<検討内容>

- 景観計画骨子の作成について
- その他



重点的に景観形成に取り組む地区の選定及び選定指標について

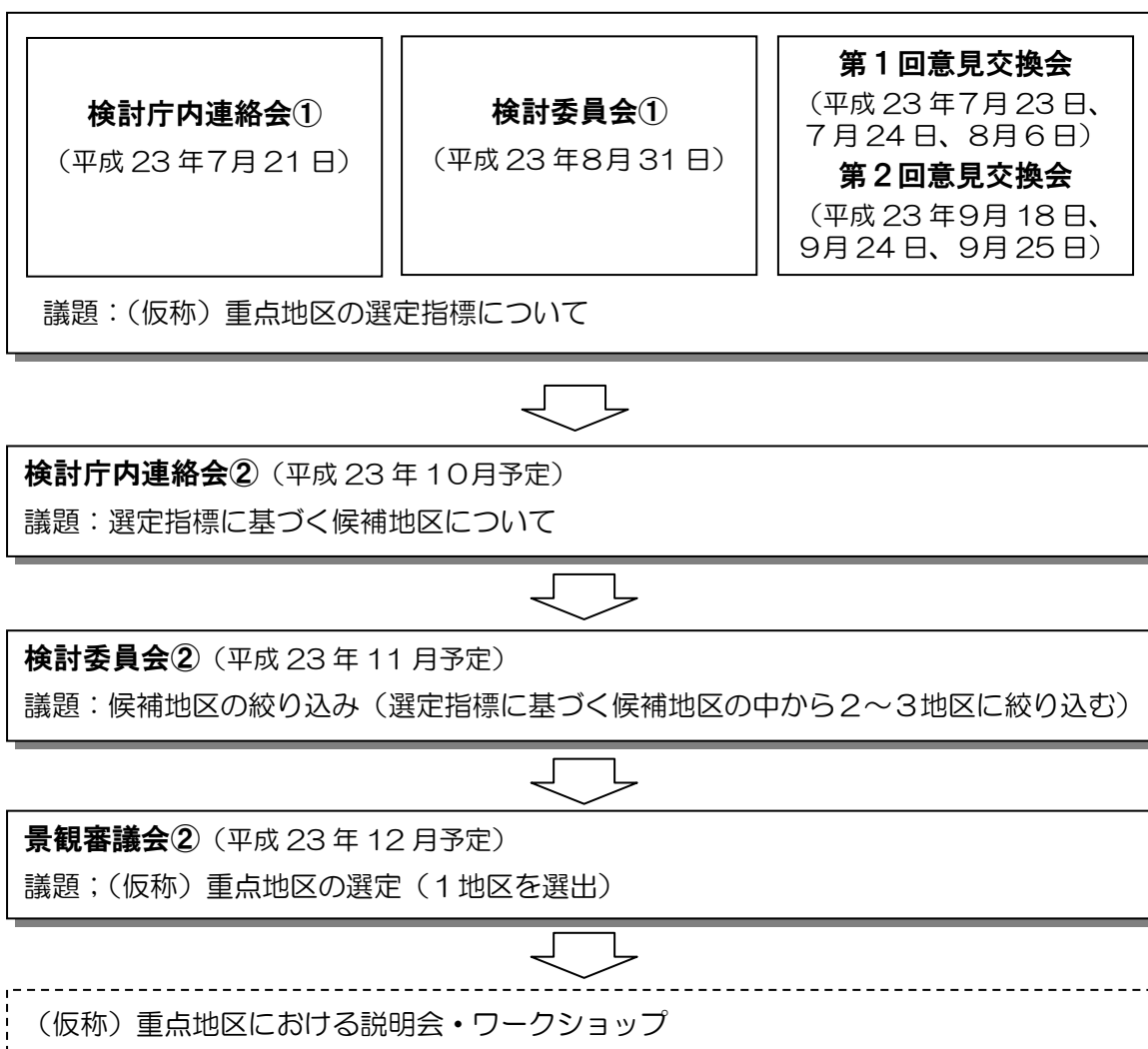
(1) 重点的に景観形成に取り組む地区について

- 地区固有の資源や特性を生かし、特に良好な景観形成を重点的に推進する地区（以下「(仮称)重点地区」という。）を定め、地域住民との協働（ワークショップや説明会）により基準を検討します。選定については、客観的な選定指標に基づき、1地区を選定します。

(2) 選定方法について

- (仮称)重点地区の選定に当たっては、客観的な検討が行えるように、幾つかの視点から選定指標を複数設定します。その指標に基づき、(仮称)重点地区の候補となる地区を複数抽出し、比較検討を行います。
- (仮称)重点地区の選定は、検討庁内連絡会や検討委員会における検討及び区民意見を踏まえた上で、景観審議会が行います。

(3) 選定スケジュール



(4) 選定指標案

選定指標の考え方

- 基礎調査の結果を基に設定します。
- 第1回景観審議会での意見を踏まえ、まちづくりや景観づくりに対する意識・関心が高い地区を選定するための指標を設定します。

選定指標	内容	指標に適合する要件	
計画的 位置付け	都市マスタープランにおいて、まちづくりや景観づくりの重要性が高く位置付けられている。	都市核や地域拠点、生活拠点に位置付けられている。	
景観 特性	坂	文京区の代表的な景観特性の一つである起伏に富んだ地形を有している。	「ぶんきょうの坂道」に掲載されている坂道がある。
	緑	まとまった緑があり、地区全体が緑によって一体的な景観を形づくっている。	公園、緑地、大学などのまとまりのある緑がある。
	史跡	地区を象徴する歴史的な建造物等が立地し、風情ある景観を形成している。	地区内に国・都・区の指定文化財、登録文化財がある。
	観光資源	区外からも多くの人々が訪れ、文京区の観光やイメージ形成の中心となっている。	文京区観光協会発行の観光ガイド「おさんぽくん」に観光スポットとして紹介されている。
	特徴のある 景観	景観特性が一定の広がりを持って存在している。	下町、寺町、門前町、低層住宅地、商店街など。
意識 ・ 関心	これまでの 取組	地区住民との協働で、まちづくりの取組が行われている。	地区計画やまちづくり基本計画・ガイドラインなどが策定されている。
	まちづくり の活動	住民によるまちづくりや景観づくりに関する活動が行われている。	地域住民が主体となった清掃活動、まちづくり活動などが行われている。

・
・
・